

会 議 録

会議名	平成28年度第2回小金井市消費生活審議会（第10期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成28年11月29日（火） 午後2時～4時		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫（会長）・宮本 智次郎（会長職務代理者） 矢澤 朋香・吉田 安之・斉藤 浩 田中 静枝・鈴木 洋子	
	その他	なし	
	事務局	西岡 真一郎 小金井市長 藤本 裕 市民部長・高橋 啓之 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長・野田 純子 消費生活係主事	
傍聴の可否	可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

## 平成28年度第2回小金井市消費生活審議会（第10期）会議次第

日時：平成28年11月29日（火）午後2時から

場所：小金井市前原暫定集会室 A 会議室

### 1 開会

市長あいさつ

### 2 消費生活審議会委員の委嘱について

委嘱状授与及び自己紹介

### 3 議題

(1) 消費生活審議会会長の選出について

会長あいさつ

(2) 会長の職務代理者の指名について

会長職務代理者あいさつ

(3) 小金井市消費生活審議会の関係報告及び課題について

①小金井市消費生活条例及び同施行規則

②審議会会議録の取扱いについて

③消費生活係事業内容について

### 4 その他

### 5 閉会

配布資料 資料1-1 小金井市消費生活条例

資料1-2 小金井市消費生活条例施行規則

資料 2 消費生活審議会会議録の取扱い（案）

資料 3 消費者行政事業の概要

資料 4 平成27年度消費生活係事業報告（参考資料）

資料 5 平成29年度の方向性について（案）

資料 6 消費者行政推進交付金活用一覧、一般財源活用一覧

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	定刻になったので、平成28年度第2回小金井市消費生活審議会（第10期）を開会する。委員改選後初めての審議会のため、本日の席順は委員選出区分別とさせていただいている。議事に先立ち、西岡小金井市長に挨拶をお願いします。
市長	《 挨拶 》
司会	市長に消費生活審議会委員に対する委嘱状の交付をお願いします。 ＜市長から各委員に委嘱状を交付＞
司会	各委員に自己紹介をお願いします。
各委員	自己紹介 ＜市長、公務のため退席＞
司会	続いて、事務局の自己紹介を行う。
事務局	自己紹介
司会	現在委員定数は7名で、本日全員の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。
部長	新委員による初めての審議会であるため、会長が決まるまでの間、私が進行役を努めさせていただく。議題（1）「消費生活審議会会長の選出について」をお諮りする。消費生活条例第22条第1項により、会長は委員の互選により定めるとされているので、推薦の方法について提案願いたい。
委員	事務局一任
部長	事務局一任とのご意見があったがよろしいか。
各委員	「異議なし」
部長	ご異議がないので、事務局から推薦させていただく。事務局としては、消費者教育支援センター専務理事富岡委員に会長をお願いしたいが、よろしいか。
各委員	「異議なし」
部長	ご異議なしと認め、富岡委員を会長に決定する。会長が選任されたので、就任の挨拶をお願いします。
会長	就任挨拶
部長	会長が選任されたので議事進行をお願いします。

会 長	次の議題に移る。議題（２）「会長の職務代理者の指名について」、消費生活条例第２２条第３項に基づき、あらかじめ会長が指名するということになっている。職務代理者には東京都多摩消費生活センター所長宮本委員にお願いしたい。よろしいか。
各委員	「異議なし」
会 長	お認めいただいたので、宮本委員を会長職務代理者として指名する。職務代理者に挨拶をお願いする。
会長職務代理者	就任挨拶
会 長	続いて議題（３）「小金井市消費生活審議会の関係報告及び課題について」 ①「小金井市消費生活条例及び同施行規則」について事務局から説明を求める。
事務局	資料１－１及び１－２を基に説明する。
会 長	質問はあるか。よろしければ、事務局から②「審議会会議録の取扱いについて」の説明を求める。
事務局	資料２「消費生活審議会会議録の取扱い（案）」を基に、消費生活審議会会議録の取扱いについて説明する。  小金井市では、市民参加条例第７条で「会議録の公開」が求められている。本審議会の会議録はこれまで、平成１８年１０月１１日に開催された消費生活審議会承認された「消費生活審議会会議録の取扱い」により、「会議内容の要点記録」の方法で作成している。  １ 会議録の公開等について（２）⑪に発言内容・発言者名とあるが、これは委員の個人名ではなく会長、委員といった表現で作成するので自由な意見をお願いしたい。
会 長	会議録の作成については要点記録で作成することよろしいか。
委 員	了承
会 長	本審議会は要点記録で行なうことを確認する。 続いて事務局から③「消費生活係事業内容について」の説明を求める。
事務局	資料３「消費者行政事業の概要」、資料４「平成２７年度消費生活係事業報告（参考資料）」を基に説明する。
会 長	質問はあるか。  多重債務１１０番について、第１回目の相談実績が０件であるにもかかわらず、第２回を実施予定としているが、もっと他にやることはあるのではな

いか。

課 長

市独自でやっているものではなく、東京都とあわせて行っているものである。たしかに相談件数は0件であったが、税部門や福祉部門とも連携しながら多重債務者の早期発見・早期救済が全庁的なテーマとなっている中で、消費生活部門も東京都と組んでキャンペーンを行う必要があると考えている。

会 長

平成14～15年くらいは自己破産が非常に多かった。当初は、多重債務は消費生活相談にすぐわないのではないかと、との意見もあったが、やはりこれだけ被害が多発しているのだからということで、消費生活相談で受けることになった。国民生活センターでもマニュアルを作り全国の消費生活相談員に配布した。キャンペーンをやるのに越したことはないが、他にもっと急務を要するものがあればそちらを優先してはどうか。

事務局

承知した。

会 長

他に質問はないか。

委 員

消費者団体連絡協議会の5団体は具体的にどこの団体か。

事務局

こがねい・パル、食器リサイクルをすすめる会・こがねい、おもちゃの病院、北多摩中央医療生活協同組合、小金井市環境市民会議の5団体である。

会 長

続いて資料5「平成29年度の方向性について（案）」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

資料5「平成29年度の方向性について（案）」、資料6「消費者行政推進交付金活用一覧、一般財源活用一覧」を基に説明する。

会 長

質問はあるか。

委 員

市内には高校もいくつかあると思う。小学生よりも高校生の方が、消費者問題が身近な問題なのではないか。私立高校だと連携を取りにくい、というような原因があるのか。

事務局

高校を考えていないわけではない。

課 長

高校というと、少し行政から縁遠くなってしまいう事実はある。また、生徒が小金井市民だけではないということもある。ただ、今後は、高校生への啓発も検討していければと思う。

会 長

国の消費者教育推進計画の中で、ライフステージ別の消費者教育を示しているが、教育委員会との連携ができていない自治体が多い。消費者部門

と教育委員会で連携しないと、消費者教育はうまくいかないものなので、事務局には頑張ってもらいたい。

消費者行政推進交付金は、国のお金が都を通じて交付されるものである。平成29年度の申請額は未定となっているが、平成28年度申請額を上回るようにしてもらいたい。市の一般財源は限りがあるので、ぜひ交付金を積極的に活用してほしい。

他に質問はあるか。

委員

消費生活相談が789件とあるが、この中で、相手方が市内業者である件数はどのくらいあるのか。例えば、ある業種が多いのであれば、その業種を対象に講習会をやる、など考えられるのではないか。また、個人情報、特にマイナンバーの取扱いについて苦慮している業者が多い。マイナンバーについての講習会を商工業者向けにやってもらえないか。

事務局

1点目の市内業者かどうかについて回答する。消費生活相談では、不当請求などのデジタルコンテンツが圧倒的に多いため、どこの業者かわからないということがほとんどである。逆に、市内業者が相手方になっている相談は、不動産退去の際の返金トラブル、新聞の契約トラブルくらいである。業者を市内・市外に分けて統計を取っているわけではないので、具体的な数字をお答えするのは難しいが、市内業者のトラブルは極めて少ないと認識している。

課長

2点目のマイナンバーの問題について回答する。市役所においては、市民向けあるいは庁内向けに説明を行ったりしている。商工会の中でも研修などしているところがあるかもしれない。

委員

社会保険労務士と税理士は直接業務に関わることなので、よく内部で研修をしているようだ。

委員

例えば、保険会社から「マイナンバーを教えろ」といわれるが、どうしたらよいのかといった声を聞く。騙しが目的のものもあるのではないか、本当にマイナンバーを教えていいのかわからない。

委員

マイナンバーという名前だけ先走っていて、実際のところがよくわからない。

委員

私自身、仕事の中でお客様に「マイナンバーを出してください」と言っても、絶対に出したくないという方もいらっしゃる。マイナンバー詐欺というものもあると聞いているので、それについての勉強会があってもいいか

もしれない。

課 長

市民の中でマイナンバーへの関心が高いことは認識しているので、今後、他市の事例も検討し、講座などで対応できないか研究していきたい。

会 長

消費者相談は、在住もしくは在勤の人の相談を受け付ける制度になっている。例えば、東京都に住んでいる人は都内の消費生活センターを利用することになっており、大阪のセンターを利用することはできないという中で、消費者庁が全国どこからでもかけられる電話番号「188（いやや!）」という消費者ホットラインを作った。これを広報するものは何か作っているか。

事務局

本日配布している消費生活相談事例集の中に掲載している。

会 長

消費者の方が各センターの電話番号を覚えなくても、188にかければ最寄りのセンターにつなげてくれる。最近の消費者庁の資料には、この番号が大きく掲載されている。小金井市でももっと「188」を広報した方がいいのではないか。

委 員

事例集に「188」のシールを貼って広報するという手もある。

委 員

市報には載せているのか。

事務局

消費生活相談のお知らせは定期的に掲載している。ただ、「188」については個別に掲載はしていない。

委 員

例えば、電話機に貼ることのできる「188」啓発シールを作り、市民の方に自宅の電話機に貼ってもらうというのもひとつの手だと思う。

会 長

「188」は110番や119番と同じように、全国どこにいてもかけられて最寄りのセンターにつながるといった形になっている。次回、印刷物を作る際にはもっと大きく載せるようお願いしたい。

事務局

承知した。

課 長

ちなみに東京都の方でキャンペーンをやるなどの予定はあるか。

会長職務代理者

パンフレットに載せるなどしている。

課 長

似たようなもので、虐待防止のホットライン「189（いちはやく）」がある。これについては、都が「OSEKKA Iくん」というキャラクターをつくってかなり大々的に広報しており、市の方でもこれと連携した形で広報している。市報の見開きの余白部分にメッセージを入れる、市のホームページに掲載するなど、予算をかけなくてもすぐにできることがあると思うので、事務局としても考えてやっていきたい。また、東京都とも一緒

になって広めていけるようなことがあれば積極的にやっていきたいと考えている。

会 長

他に意見があれば積極的に出してほしい。

委 員

自治会の活動の中で問題になっているのは高齢者のことだ。個人情報の問題があり、市から高齢者の方の情報をもらえない。私の自治会では、85歳の方にお祝い金をお渡しするという制度があるが、連絡を待つしかない状況だ。見守りもしたいが、情報が無いためできない。自治会として今後どうしていけばいいのか悩んでいる。行政で色々やるのであれば、自治会にももっと声をかけてほしい。行政と連携して自治会も動けるのではないかと思う。

会 長

逆に、皆さんの方から消費者行政でこういうことをやってほしいというのを出していただきたい。

委 員

やはりマイナンバーのことがよくわからない。マイナンバーカードを作れ、というのが何のために作るのかわからない。カードをいつ、何に使うのかといったような最低限のことを知りたい。

また、食べ物の放射能汚染のことが気になっている。農協の方では農作物の放射能汚染について検査しているが、一般家庭の人が検査を頼んだり、相談窓口で相談したりするのは難しい。安心して食べられる野菜の直売を、どんなどころでやっているかわかるような企画があるといいと思う。

委 員

数年前に市が直売所マップを作っていたことがあったと記憶している。しかしながら在庫数が少ないと聞いているし、今はもう直売をやっていないところもあるはずだ。

委 員

直売所マップをまた作成したらいいと思う。

会 長

他にはあるか。

委 員

平成27年度に実施した悪質商法被害ゼロキャンペーンについて、これは高齢者宅を直接訪問して啓発活動を行う、という内容だったと思うが、次年度はアンケートを取るという形式で実態調査をしてはいかがか。具体的に市内でどういう問題が起きているのかを調べると、地域別に特色があるかもしれない。訪問とアンケート調査を隔年で行うのもいいかもしれない。

会 長

悪質商法被害ゼロキャンペーンで戸別訪問した結果を分析したうえで、今後の活動を考える、ということにすれば、交付金の予算要求も通りやす



いだろう。これからの事業にどう活かしていくかを考える必要がある。

課 長

このキャンペーンについて、消費者部門としては、画期的な取り組みをしたのではないかという自負をもっているが、監査では厳しい指摘を受けた。高齢者の見守り事業は福祉の方でもやっている。それと同じような枠組みでやれば、こんなに経費がかからずにすんだのではないかというような指摘であった。私どもとしては、介護でやっている見守りは、身体・生命に関わるものが中心で、そこにいきなり消費者行政の視点も加えていただくというのは厳しいと考えている。また、今回は地域の人材活用ということでシルバー人材センターの方をお願いしてまわってもらった。ゆくゆくは、介護の地域包括ケアシステムの中に消費者行政の視点も入れてもらうなど、福祉とより密接に連携していくというのがあるべき方向ではないかと考えている。しかしながら、いきなりはできないので、まずは、消費者行政は消費者行政のネットワーク作りを目指し、将来的には介護部門と連携しながら、地域で全体的に見守りというのを定着させていければいいと思う。これにむけて、来年度から地域におけるネットワーク作りを立ち上げていきたい、というのが現時点の考え方である。

委 員

何かイベントみたいなものやってもいいのではないか。ある程度、元気で動けるからこそ、電話にも出られる、銀行にも行けるということで振込め詐欺にひっかかる可能性がある。戸別訪問するのではなく、そういった元気な高齢者を集めて楽しくPRするのはいかがか。

委 員

消費生活審議会の委員の中に、介護事業者や教育関係の方がいた方がいいのではないか。特に、教育は聖域といったところがあり壁が高くて私自身も苦勞しているので、例えば校長先生などが委員に入れられるといいのではないかと思う。

会 長

確かに審議会委員に介護関係、教育委員会の方が最低でも1人ずつは入った方がいいと思う。次回改選の時には、こういったことが配慮されることを願っている。また、審議会委員が2年ごとに全員替わるようでは継続して深い審議ができないので、再選という方法も考えてほしいと事務局には伝えていた。ある程度継続してやらないと議論ができないし、そうかといって10年も20年も同じ人がやってもよくない。

委 員

消費生活条例の中で、市内業者への勧告・指導ということが書かれているが、おそらく市ではまだ1件も出していないのではないかと思う。小金

井市の商工業者はしっかりしていると感じると同時に、やはり他からきている業者が多いのかなと感じた。滋賀県野洲市では、訪問販売事業者を登録制にするという条例を作ったということで、非常に新しい事例だと注目している。市外業者であっても野洲市内で訪問販売する場合は市に登録しなければならない。さらに、訪問販売お断りのシールを貼った家には勧誘してはいけないというルールになっている。条例でもって、地域の問題を細かくサポートできるのだなと感じた。小金井市も色々やっていたらいいのではないかと思う。

会 長 他に何かあるか。

会長職務代理者 小金井市に対する皆様からのご意見は、そのまま東京都に対するご意見と受け止め、多重債務110番、教育委員会の壁、「188」のPR、高齢者の見守りなど、今後も都民の皆様と一緒に消費者被害の未然防止に努めていきたい。

会 長 他になければ、4「その他」について事務局から何かあるか。

事務局 事務局からは特にない。

会 長 今回は改選後1回目の審議会ということで、新しく委員になられた方には、今日の様子を思い出していただきながら次回の審議会に臨んでいただきたい。委員の皆様には、今後どうしたら小金井市がもっと住みやすい街になるか、どこに予算をかけたらいいか、推進交付金をどのように活用したらいいのかをぜひ考えていただきたい。私も精一杯やっていきたいと思っている。他に意見がなければ4「その他」を終了する。

本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎4階 議会図書室

小金井市役所第二庁舎4階 経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎6階 情報公開コーナー